

重 要 事 項 説 明 書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定居宅介護支援について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 指定居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 日光会
代表者氏名	理事長 中山 享一良
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	大阪府豊中市二葉町二丁目5番3号 電話06-6335-2366 ファックス06-6331-3323
法人設立年月日	平成16年6月8日

2 利用者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	二葉園居宅介護支援事業所
介護保険指定 事業者番号	大阪府指令高介第1075-428号 介護保険事業所番号 2774002824
事業所所在地	大阪府豊中市二葉町二丁目5番3号
連絡先 相談担当者名	電話06-6335-0030 ファックス06-6331-3323 吉田 麻美・竹口 久美子
事業所の通常の 事業の実施地域	大阪府豊中市・大阪市淀川区

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	本人や家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるようにサービスの種類、内容等の計画を作成する
運営の方針	利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者自らの選択に基づき、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮して援助に努めます。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日（但し国民の祝日及び12月30日～1月3日は除く）
営業時間	午前9時～午後6時及び運営規定第5条第3項の記載のとおり

(4) 事業所の職員体制

管理者	吉田 麻美
-----	-------

職	職務内容	人員数
介護支援 専門員	1 居宅介護支援業務を行います。	常勤 2名以上 非常勤 名

事務職員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常 勤 1 名 (非常勤)
------	----------------------------	------------------

(4) 居宅介護支援の内容、利用料及びその他の費用について

居宅介護支援の内容	提供方法	介護保険適用有無	利用料 (月額)	利用者負担額 (介護保険適用の場合)
① 居宅サービス計画の作成 ② 居宅サービス事業者との連絡調整 ③ サービス実施状況把握、評価 ④ 利用者状況の把握 ⑤ 給付管理 ⑥ 要介護認定申請に対する協力、援助 ⑦ 相談業務	別紙に掲げる「居宅介護支援業務の実施方法等について」を参照下さい。	左の①～⑦の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となるものです。	下表のとおり	介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません。 (全額介護保険により負担されます。)

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護 1・2		要介護 3～5	
	要介護 1・2		要介護 3～5	
介護支援専門員 1 人に当りの利用者の数が 45 人未満の場合	居宅介護支援費Ⅰ	11,772 円	居宅介護支援費Ⅰ	15,295 円
“ 45 人目から 59 人目の場合	居宅介護支援費Ⅱ	5,896 円	居宅介護支援費Ⅱ	7,631 円
“ 60 人以上の場合	居宅介護支援費Ⅲ	3,533 円	居宅介護支援費Ⅲ	4,574 円

※ 当事業所が運営基準減算に該当する場合は、上記金額の 50/100 または 0/100 となります。また、特定事業所集中減算に該当する場合は、上記金額より 2,168 円を減額することとなります。

3 加算について

	加 算	加算額	内 容 ・ 回 数 等
要介護度による区分なし	初 回 加 算	3,252 円	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が 2 区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
	入 院 時 情 報 連 携 加 算 Ⅰ	2,710 円	入院した日のうち（営業時間終了後又は営業日以外の日）に入院した場合は、翌日を含む）に病院等の職員に必要な情報提供をした場合（Ⅰ）
	入 院 時 情 報 連 携 加 算 Ⅱ	2,168 円	入院した日の翌日又は翌々日（営業時間終了後に入院した場合、入院日から起算し、3 日目が営業日でない場合は、翌日を含む）に病院等の職員に必要な情報提供をした場合（Ⅱ）

退院・退所加算（Ⅰ）イ	4,878円	入院等の期間中に病院等の職員と面談を行い必要な情報を得るための連携を行い居宅サービス計画の作成をした場合。 （Ⅰ）イ 連携1回 （Ⅰ）ロ 連携1回（カンファレンス参加による） （Ⅱ）イ 連携2回以上 （Ⅱ）ロ 連携2回（内1回以上カンファレンス参加） （Ⅲ） 連携3回以上（内1回以上カンファレンス参加）
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	6,504円	
退院・退所加算（Ⅱ）イ	6,504円	
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	8,130円	
退院・退所加算（Ⅲ）	9,756円	
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,168円	病院等の求めにより、病院等の職員と居宅を訪問しカンファレンスを行いサービス等の利用調整した場合
通院時情報連携加算	1,080円	利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、利用者の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する情報を受けた上で、居宅サービス計画書に記録した場合（一人につき、一月に一回）

◎看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等に係る評価

居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を可能とする。

4 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、自動車の場合交通費の実費を請求いたします。
	(1) 本所から片道5km未満 220円（税込み）
	(2) 本所から片道5km～10km未満 440円（税込み）
	(3) 本所から片道10km以上の場合は5km毎に220円（税込み）加算

5 利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安
利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも1月に1回

※ ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

6 居宅介護支援の提供にあたって

- (1) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	吉田 麻美
-------------	-------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備をしています。

8 身体拘束等の適正化について

- (1) 事業所は、サービス提供に当たっては、利用者又はほかの利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。
- (2) 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載するとする。
- (3) 身体拘束等の適正化のために、委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な開催をしています。

9 感染症や非常災害の発生時について

- (1) 利用者に対するサービスの提供を継続的に実施、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、研修、訓練を定期的の実施しています。
- (2) 感染症予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修をしています。

10 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
--------------------------	---

② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）
---------------	---

1 1 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：三井住友海上火災株式会社
保 険 名：賠償責任保険 補償の概要：1 事故につき 1 億円限度

1 2 身分証携行義務

訪問介護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

1 3 指定居宅介護支援内容の見積もりについて

(1) 担当介護支援専門員

氏 名 _____（連絡先：06-6335-0030）

(2) 提供予定の指定居宅介護支援の料金

介護保険 適用の有無	利用者負担（月額）	交通費の有無
○	0 円	無 ・ 有（サービス提供 1 回当り… 円）

1 4 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

苦情又は相談があった場合、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行います。

特に事業者に関する苦情である場合には、利用者の立場を考慮しながら、事業者側の責任者に事実関係の特定を慎重に行います。

ウ 苦情があったサービス事業者に対する対応については、事業者の管理者にあてて、苦情内容の

事実確認を迅速に行うとともに、共同でその対応を行います。なお、苦情内容については、サービス担当者会議等での報告を行い、再発防止の対応方針を協議します。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 二葉園居宅介護支援事業所	所在地：大阪府豊中市二葉町二丁目5番3号 電話番号：06-6335-0030 F A X：06-6331-3323 受付時間：8:45～17:15（月曜日～金曜日、但し、 12月30日～1月3日を除く）
【市町村（保険者）の窓口】 豊中市健康福祉部 長寿社会政策課	所在地：大阪府豊中市中桜塚三丁目1番1号 電話番号：06-6858-2838 F A X：06-6858-3146 受付時間：8:45～17:15（月曜日～金曜日、但し、 祝日・12月29日～1月3日を除く）
【市町村（保険者）の窓口】 『話して安心、困りごと相談』	所在地：大阪府豊中市中桜塚三丁目1番1号 電話番号：06-6858-2815 F A X：06-6854-4344 受付時間：9:00～17:15（月曜日～金曜日、但し、 祝日・12月29日～1月3日を除く）
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所在地：大阪市中央区常盤町一丁目3番8号 （中央大通F Nビル内） 電話番号：06-6949-5418 受付時間：9:00～17:00（月曜日～金曜日、但し、 祝日・12月29日～1月3日を除く）

15 契約の終了、解約について

- (1) 利用者が介護保険施設等に入所した場合、要介護認定区分が非該当又は要支援と判定された場合、利用者が死亡した場合は、契約が自動終了となります。
- (2) 事業所は、事業規模の縮小、休廃止等など居宅介護支援の提供が困難になるなどのやむを得ない事情がある場合には、解約予定日から1ヵ月以上の期間において、利用者に理由を示した文書を通知することにより、契約を解約することが出来ます。
- (3) 利用者、家族が故意や重大な過失により事業者もしくは介護支援専門員の生命・心身・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為やハラスメント行為を行った場合は、事前申出の期間なしに、契約を解約する事が出来ます。

16 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和	年	月	日
-----------------	----	---	---	---

上記内容について、「豊中市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」（平成 26 年豊中市条例第 64 号）。以下条例という。」第 7 条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業 者	所 在 地	大阪府豊中市二葉町二丁目5番3号		
	法 人 名	社会福祉法人 日光会		
	代 表 者 名	理事長	中山 享一良	印
	事 業 所 名	二葉園居宅介護支援事業所		
	説 明 者 氏 名	印		

上記内容の説明を事業者から確かに受け、重要説明事項を受領し及び理解しました。

利用者	住 所	
	氏 名	印

代理人	住 所	
	氏 名	印

上記署名は、 続柄（ ）が代行しました。

居宅介護支援業務の実施方法等について

1 居宅介護支援業務の実施

- ① 事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- ② 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。

2 居宅サービス計画の作成について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。
 - ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
 - イ 利用する居宅サービスの選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。
 - ウ 介護支援専門員は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
 - エ 介護支援専門員は、居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を招集したサービス担当者会議の開催、照会等により、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、担当者から専門的な見地からの意見を求めます。
- ② 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。
 - ア 介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を確認して、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付します。
 - イ 利用者は、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。

3 サービス実施状況の把握、評価について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後において、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ② 上記の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとともに一月に一回、モニタリングの結果を記録します。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
- ④ 介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、事業者は利用者に介護保険施設に関する情報を提供します。

4 居宅サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

5 給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

6 要介護認定等の協力について

- ① 事業者は、利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- ② 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

7 居宅サービス計画等の情報提供について

利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

8 記録と保存について

事業所は、条例で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。

9 病院等の情報共有や連携について

退院後の在宅生活への円滑な移行を支援するため、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えてください。

10 公正中立性の確保のための取り組みについて

- ① 居宅サービス計画は「要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができる」という基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能です。
- ② 当事業所の居宅サービス計画書に位置付けた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況について
 - ア 前6カ月間に作成した居宅サービス計画書における、訪問介護、通所介護及び地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合。

訪問介護	36.4%	通所介護および地域密着型通所介護	38.4%
福祉用具貸与	76.7%		
 - イ 前6月間に作成した居宅サービス計画書における、訪問介護、通所介護および地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合

訪問介護	ヘルパーステーション IYASAKA 大阪北	20.9%
	訪問介護サービス淳風とよなか	15.1%
	あいらんどケアステーション	11.6%
通所介護 および 地域密着型通所介護	清揚苑デイサービスセンター	19.3%
	デイサービス利倉清豊苑	13.3%
	デイサービスセンターポプラ豊中南	12.7%
福祉用具貸与	総合メディカル株式会社・豊中営業所	22.4%
	株式会社トーカイ	14.9%
	株式会社光研	10.2%

後期 （令和6年9月1日～令和7年2月末日）

